

◎新潟県告示第266号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和3年3月12日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 廃止した指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 廃止の年月日  
令和3年3月1日
- 3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
○廃止した部分（平成22年6月25日指定の全部） 阿賀野市下条町1069番4の内、1069番7、1069番8、 1069番9の内、1071番2の内、1071番3の内、1072 番1の内、1072番2の内	5.00	43.20